

強引な訪問販売で布団リフォームを契約 クーリング・オフを申し出たが…

Q

昨日、80代の母親の家に布団業者が訪問し、強引に家に上がり込んで押し入れから布団を出してリフォームを勧誘された。断ったが業者がしつこいので、仕方なく契約したようだ。20万円もするので解約したいと母が言うので、私から業者に電話でクーリング・オフする旨を伝えたら、預かった布団を3日後に返しに行くと言われた。今後どのように対応すべきかを知りたい。

(50代女性)

※北海道立消費生活センター発行「きらめっくNo.125」より引用

A

訪問販売による契約は、特定商取引法で規制されており、事業者は勧誘前に、販売目的などを告げることににより、事前に同意を得なければ訪問販売することができません。(事前に伝えていない内容で契約できません。)

すでに電話でクーリング・オフを申し出てはありますが、念のためハガキでも通知するようにしてください。

事前予防として、「訪問販売お断りステッカー」を玄関等に貼ることをおすすめします。)

※クーリング・オフ用ハガキ、訪問販売お断りステッカーは、下記相談窓口にあります。



「困ったな」と思ったら、まずはご相談を!

相談先

- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455
- ・消費者ホットライン (局番なし) ☎188 (函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります)

こんにちは

八雲警察署です

ここからつながる、未来のために

サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化

■ネットの影に潜むサイバー犯罪 あなたを守るサイバーセキュリティ

- (1) サイバーセキュリティ月間
令和3年2月1日から3月18日までの間
- (2) サイバー犯罪の被害に遭わないための対策
 - IDやパスワードは、自分自身でしっかり管理する。
 - パソコンやスマートフォンにはウイルス対策ソフトをインストールする。
 - パソコンの基本ソフト(OS)やウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく。
 - 身に覚えのないメールの添付ファイルやURLは開かない。
 - 不必要なアプリや信頼のおけないサイトからソフトウェアをダウンロードしない。
 - 定期的にバックアップデータを保存する。
 - オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する。



(有料広告)



おうちのクリーニング

スマイルズ

空き家・空室清掃、在宅部分清掃、除菌作業
汚部屋、ごみの片づけなどのお困り解決!!

初回お試し価格20%オフ!

例えばこんな時に・・・(初回割引価格、税別)

- ・家の窓やサッシを全部一度にきれいにしたい(1カ所 1500~)
- ・油で汚れた台所をきれいにしたい(全体 23000~除菌付)
- ・お風呂をきれいにしすっきりしたい(浴室内 16000~)
- ・空き家をきれいにしたい(平屋2LDK 42000~)
- ・部屋にたまったゴミを片付けてほしい(4畳半 35000~)

山越郡長万部町長万部358-2

080-5837-0859

見積もり無料! まずはお電話を!